



## 第6章

### 計画の推進体制

## 第6章 計画の推進体制

### 1 計画の推進

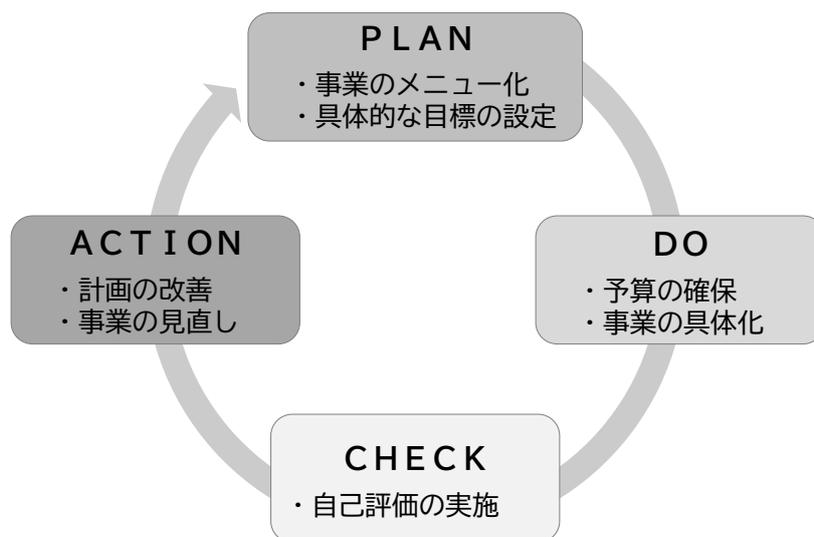
本計画は、市民、地域、介護サービス事業者、保健・医療・福祉の関係機関、袋井市地域包括支援センター、行政機関などが連携・協力して推進します。

それぞれの施策を適切かつ効果的に実施し、必要に応じて随時見直しを行うために「袋井市高齢者保健福祉計画等推進委員会」において計画の進行管理を行います。

### 2 計画の進行管理

本計画に基づいて行われる事業が、目的どおりの成果を上げているかどうかをチェックし、その結果を基に計画をより実効性のあるものにしていく必要があります。

従って、本計画においても、前期計画と同様に、事業の進行を客観的に管理（評価）できる具体的な計画値を設定しました。本計画期間中も、この目標に対する進行管理や評価を適正に行っていきます。



### 3 計画の点検・評価

本計画は、令和6年度から令和8年度の高齢者のあるべき姿を念頭におき、目標を掲げて策定しています。毎年度、計画の達成状況を点検・評価し、進行管理を行うとともに、計画期間の最終年度となる令和8年度に事業実績、実施状況や効果など計画全体の評価を行い、次期計画に反映していきます。